

青森大学協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学と理事会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するため青森大学協議会（以下「協議会」という。）を置き、その運営について必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 大学の教育研究に関すること
- (3) その他必要と認めたこと

(構成員)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 理事長、本部長
 - (2) 理事、評議員及び法人本部職員の中から若干名
 - (3) 学長、各学部長
 - (4) 各学科の中から若干名
 - (5) 事務局長及び事務局職員の中から若干名
- 2 前項第2号の委員は、理事長が命ずる。
- 3 第1項第4号及び第5号の事務局職員の委員は、学長の推薦により理事長が命ずる。

(召集及び議長)

第4条 協議会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事長が不在のときは、本部長が議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年4回開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、法人本部が処理する。

- 2 会議の記録は、事務担当者において作成し保管するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。